

■日本は、いつ無形文化遺産保護条約の締約国になりましたか？

日本は、2004年（平成16年）6月に3番目の締約国になりました。

日本は、1950年（昭和25年）に制定された文化財保護法により、早い時期から国内の有形・無形の文化遺産を保護してきました。日本のように、無形文化遺産についても保護する制度を持つ国は少なく、他国に先駆けたものです。この国内での豊富な知見を活かし、日本は無形文化遺産保護条約の作成にあたって中心的な役割を果たしました。



【日本の無形文化遺産】

雅楽

©UNESCO
/Music Department
of the Imperial Household
Agency



【日本の無形文化遺産】 小千谷縮（おじやちぢみ）・越後上布（えちごじょうふ）
—新潟県魚沼地方の麻織物の製造技術

©UNESCO/ Association for the conservation of techniques for Echigo-jofu, Ojiya-chijimi-fu

■日本は、無形文化遺産保護条約に どのように対応していますか？

無形文化遺産保護条約を批准した国は、次のことが求められています。

- ① 「自国内の無形文化遺産の目録」の作成
- ② 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への提案
- ③ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」への提案

それぞれに対する日本の対応は、文化庁が無形文化遺産保護条約への対応について調査審議するために設置した「文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」で調査審議を重ね、文化審議会文化財分科会を経て、文化庁としての対応を次のとおり決定しました。

- ① 「目録」については、国の指定・選定を受けた文化財の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出する。
- ② 「代表一覧表」については、文化財の特徴及び指定件数に基づき区分を設け、指定等の時期が早いものから順に提案する。
- ③ 「緊急保護一覧表」については、文化財保護法で既に保護措置が確保されているため、日本からの記載提案は当面行わない。



【日本の無形文化遺産】
京都祇園祭の山鉾行事 ©UNESCO/ Inoue Shigeya

■次に「代表一覧表」などへの記載が決定するのはいつですか？また、日本はどのような無形文化遺産を提案していますか？

次回、新たな「代表一覧表」などへの記載が決定するのは、2015年11月～12月にナミビアで開催される第10回政府間委員会です。

日本は近年のユネスコの議論を踏まえ、国の指定を受け、保護措置が図られている同じ分野の文化財を**ブルーピング化**して提案を行っていくという方針です。2014年に記載された「和紙：日本の手漉和紙技術」がその初めてのものです。

2015年サイクルの審査に向けて、2014年3月に「**山・鉾・屋台行事**」を提案しました。これはすでに記載された「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張した提案であり、国指定重要無形民俗文化財の**山・鉾・屋台行事32件**から構成されます。

ユネスコにおける審査が1年先送りとなったため、2015年3月に、再提案されました。構成は、2014年提案の32件に平成26年度指定の「大垣祭の軸行事」を追加して、**33件**になりました。2016年の政府間委員会において審議される予定です。



【日本の無形文化遺産】

早池峰神楽（はやちねかぐら）

©UNESCO/Matsumoto Naoki



【日本の無形文化遺産】

和紙：日本の手漉和紙技術

【石州半紙、本美濃紙、細川紙】

（当館で開催された特別展「日本のわざと美」展
—重要無形文化財とそれを支える人々—

（2014年11月15日～2015年1月12日）での展示風景）